パレスチナ問題を解く鍵としてのホロコースト (ショア) とナクバに関する正 義回復 (リドレス) (中)

岡野内 正

目次

- I 問題提起
- II ホロコーストに関する正義回復の課題
 - 1 過去の克服(以上前号)
 - 2 ホロコースト訴訟とフィンケルスタイン論争(本号)
 - 3 ディアスポラとイスラエル:新しいユダヤ諸部族の展望(以下次号)
- III ナクバに関する正義回復の課題
- IV 展望

II ホロコーストに関する正義回復の課題

2 ホロコースト訴訟とフィンケルスタイン論争

<ホロコースト訴訟>

国際法や人権を専門とするアメリカの法学者である『ホロコースト正義 (Holocaust Justice)』の著者は次のように書いた。

「外交官たちの努力、過去50年間にわたってホロコースト生存者やさまざまなユダヤ諸組織が個別に取り組んできた正義を求める要請行動の数々、そして外国の裁判所へのいくつかの訴訟さえも、何の効果もなかった。最近になってアメリカの裁判所が介入するようになって初めて、世界中の年老いたホロコースト生存者たちは、補償を手にしたいという希望がようやく実現されるのを目の当たりにし始めている。」(Bazyler 2003:xi)

1996年10月にニューヨークで、スイス銀行を訴えた集団訴訟の提訴に始まる、ホロコーストにかかわる財産の返還や補償を、ヨーロッパの諸国政府や企業などに求める、アメリカでの一連の訴訟は、ホロコースト不当利得返還(Holocaust Restitution)あるいは単にホロコースト訴訟(Holocaust Litigation)と呼ばれている。それは、それまでは、書類の不備などを理由に、ヨーロッパ諸国政府と諸企業や諸機関によって門前払いされてきたアメリカ在住のホロコースト被害者およびその子孫を原告とする、次のような訴訟であった。

- ① スイス、フランスなど欧米の諸銀行へのホロコースト被害者の預金の引き出し請求。
- ② ドイツの諸企業への戦時下での奴隷労働に対する賃金および補償金の 支払い請求。
- ③ イタリア、ドイツなど欧米の保険会社に対するホロコースト被害者が被 保険者となっていた保険金の受取請求。
- ④ 欧米の諸美術館へのナチス押収美術品の返還請求。(1)

先の引用文でも強調されているように、これらの訴訟は、アメリカの裁判所が、外国で、外国人あるいは外国政府が起こした事件について、裁くことができるという、一見不思議なアメリカの法制度の存在を前提としている。(2) 100 件以上におよぶこれらの訴訟の結果、①~④のすべての訴訟について、ヨーロッパ諸国政府と企業などの諸機関による財産の返還や、補償金の支払いが、多かれ少なかれ、実現することになった。ホロコースト訴訟は、ホロコースト不当利得返還を実現し、これまでの「過去の克服」の限界を乗り越える、新しい「ホロコースト正義」の状況を創り出したのである。(3)もとより、これによって、ホロコーストに関する正義回復が全面的に実現したわけではない。むしろ、時効と国境の壁を越えて、正義回復への動きが、ようやく大規模に進展し始めたというべきであろう。(4)

<「ホロコースト正義」の要因>

それでは、世紀転換期のこの時期に、「ホロコースト正義」状況が出現した のはなぜだろうか。政治、法、経済、文化の観点からまとめれば、次のように なろう。

第一に、政治的な要因として、なによりも冷戦終結を指摘しなければならない。ソ連東欧社会主義の崩壊とドイツ統一は、ヨーロッパの側に、冷戦によってまさに凍結されていた戦後処理の諸問題をよみがえらせた。そしてヨーロッパ統合への動きは、それまでのヨーロッパ諸国の政治体制のアイデンティティをゆさぶり、大戦にかかわる正義回復をふまえて新しいアイデンティティを創出するという気運を創り出した(Ratner & Becker 2006:349)。

そしてソ連東欧社会主義の崩壊という形での冷戦終結は、世界政治の中で、 唯一の超大国アメリカを創り出した。クリントン政権の理想主義的色調は、や がて「人権帝国主義」的な様相を強めていき、その後のブッシュ政権にいたっ て、帝国主義の側面が拡大してくる。ホロコースト正義推進は、そのクリント ン政権の理想主義的色調にとって不可欠の花束となっていたのである。(5) 第二に、法的な要因として、まずは、国際人権法の発展を指摘したい。(6)旧ユーゴとルワンダの虐殺を「人道に対する罪」として裁くために、1993年および1994年にそれぞれの事件に関する国際戦犯法廷(International Criminal Court)が設置された。1998年のローマ規定を経て、2003年には、常設の国際刑事裁判所(ICC: International Criminal Court)が開設された。さらに、2001年に南アフリカのダーバンで行われた国連の反人種主義・差別撤廃会議では、アフリカの植民地化と奴隷貿易とが、「人道に対する罪」と宣言された。このような国際法の状況に対して、アメリカ政府は、2002年にはローマ規定への署名を撤回するなど、国家主権を守る立場から一貫して敵対した。このような法状況のもとで、先述のようなアメリカの法制度における普遍主義的性格が、アメリカの人権重視をアピールするうえで、重要な役割を果たすようになっていたことを指摘すべきだろう。

第三に、経済的な要因として、冷戦後世界の競争的な市場環境の中での、アメリカ市場とアメリカ経済の重要性の増加を指摘しなければならない。多国籍企業化したヨーロッパ企業の国際経営戦略にとって、アメリカからの公的な制裁や市民的ボイコット運動は、致命的な打撃となりうる。ホロコースト訴訟に対応して、和解を申し出て、巨額の出費を申し出たスイス政府やスイスの諸銀行、そしてドイツ政府やドイツ企業は、そのような経営上の配慮によって決断したとしばしば指摘されている(Finkelstein 2003=2004、田村 2006:223-225など)。

第四に、文化的な要因として、グローバル化に伴い、いわゆる多文化主義的 状況が生まれ、単純なナショナリズムに立脚する国民統合が困難になるととも に、人々がアイデンティティを模索して、自分のルーツに興味をいだき、そこ から歴史への関心を深め、さらには、歴史的不正義の是正について公共圏で語 られることが多くなったことが挙げられる。正義にかかわる公共圏での討議に 立脚する憲法愛国主義(ハーバーマス)が構想され、「諸国民の罪」が語られ る状況、さらには、歴史的不正義の是正が、世界大戦のみならず、植民地主義 の歴史との関連で広く問題にされるような文化的状況の到来である。(7)

<運動としての「ホロコースト正義」>

以上の整理から明らかなように、「ホロコースト正義」状況は、冷戦終結後のアメリカ主導のグローバル化の産物であった。しかも、それは、アメリカを中心とする社会運動として展開されたため、「帝国」における社会運動、といった様相を帯びている。

たとえば、ホロコースト訴訟(対スイス諸銀行訴訟)の原告側代理人を務めた法実務家たちは、「公的な謝罪と数十億ドルにのぼる支払いをヨーロッパ政

府と企業から獲得」した点で、ホロコースト訴訟は成功であったする。しかし、100件以上の訴訟の中で、判例として今後に影響を与えることになる判決 (published decision) は、わずか12件のみであり、「驚くほど少ない」とする (Ratner & Becker 2006:346)。それらの判例は、被害者を代表する法実務家の立場からは、事件後多年月を経ても歴史的正義を追求することができるという希望を与えるものではあるが、結果については保証できず、きわめて不安定なものにとどまる、というのである (Ratner & Becker 2006:348)。そして、ホロコースト訴訟の成功の原因は、それが、「アメリカと訴えられた国々との双方の国内で、メディア、行政、司法、立法の諸機関、そして古き良きタイプの草の根運動の組織化によって圧力をかける」ような、「被害者の側に立った、組織的な政治、社会運動の一部となっていた」 (Ratner & Becker 2006:348) 点にあるとしている。 (8)

このように、「ホロコースト正義」を、「被害者の側に立った、組織的な政治、社会運動」の帰結としてとらえる視点は重要である。そこからただちに、①そのような「政治、社会運動」の基本的な方向性は、どのようなものか(ほんとうに正義を求めるものか)、②それは、ほんとうに被害者の側に立っているか、という問いが生じてくるからである。

これらの問いに対して、ホロコースト被害者の子息、すなわち当事者として、否定的に答え、運動としての「ホロコースト正義」を、アメリカ「帝国」に寄生する社会運動として厳しく糾弾したのが、2000年に初版が出版された『ホロコースト産業—ユダヤ人の苦難の搾取に関する省察—($Holocaust\ Industry:$ Reflections on the Exploitation of Jewish Suffering)』(9)(Finkelstein 2003=2004)であった。

<「ホロコースト産業」の「完全なる不正義」>

フィンケルスタインは、『不完全なる正義(Imperfect Justice)』というクリントン政権期にホロコースト問題担当政府高官として「ホロコースト正義」推進を指揮した中心人物であるアイゼンスタットの回顧録に対して、「完全なる不正義(Perfect Injustice)」と題する全面的な批判を書き、『ホロコースト産業』の「ペーパーバック第2版への付録(Appendix to the Second Paperback Edition)(邦訳では「ペーパーバック第2版へのあとがき(2)」となっている)として収録した(Finkelstein 2003=2004:189-245=207-273)。著書およびその小論の表題からも明らかなように、フィンケルスタインは、ホロコースト訴訟による財産返還と正義実現の運動を、ホロコーストの現実をねじまげ、「ホロコーストを資本として用いる(Capitalizing the Holocaust)」(10)「産

業(Industry)」だと分析する。そして、そのような行為を「完全なる不正義」だと倫理的に断罪する。

ホロコースト産業は、「同化による権力への道という伝統的目標」を推進するアメリカのユダヤ系エリート層(American Jewish elites)(11)によって、1967年の第三次中東戦争によって占領地を拡大したイスラエルがアメリカの戦略的資産になって以来、イスラエルへの非難をかわすために、形成された

(Finkelstein 2003=2004:第1章)。ユダヤ人に対するホロコーストの唯一性を主張し、ユダヤ人とイスラエルへの批判を、すべて反ユダヤ主義として非難するキャンペーンが行われ、でっち上げ文学など、多くの詐欺や欺瞞が通用する状況が造られた(同第2章)。ホロコースト産業を主導するエリート層は、一方では、対ドイツ物的請求会議のようなホロコースト被害に対する補償を要求するユダヤ人組織を通じて、個々のホロコースト被害者に渡されるべき補償金を吸い上げ、他方では、政治資金の提供を通じて結びついたクリントンが政権についた時期以来、アメリカ政府の経済制裁やボイコットという圧力によって、スイス、ドイツ、オーストリアなどの政府と企業からホロコーストの補償金を吸い上げるという、「二重のゆすり(double shakedown)」を行うようになった(同第3章)。

このように分析された「ホロコースト産業」について、フィンケルスタインは、道徳的な憤激(indignant)を隠さない。両親からもいぶかられるというその憤激の理由について、彼自身による序論での説明をまとめれば、次のようになるだろう(Finkelstein 2003=2004:7-8=20-21)。

- ① イスラエル国家の犯罪的な諸政策と、そのような諸政策へのアメリカの支持を正当化する」という不正義のために、ホロコーストを利用している。
- ② 「困窮するホロコースト犠牲者」をだしにして、「ヨーロッパから金をむしり取」っている。
- ③ 人々がほんとうの歴史から学ぶことを妨げている。
- ④ ホロコーストを経験したユダヤ人の苦難を尊重せず、その苦難を、ユダヤ人の美化(Jewish aggrandizement)のために利用している。

最後の点に関連して、ホロコースト被害者の母が、「アフリカ系アメリカ人、ベトナム人、パレスチナ人」に対する虐殺について知り、「わたしたちは、みんな、ホロコーストの被害者」という信条を持っていたことが紹介されている。ナチズムに通じるような自民族中心主義への激しい嫌悪に支えられた、民族平等のインターナショナリズムとでもいうべきであろうか。

<「帝国」を超える社会運動?>

著者フィンケルスタインも明示するように、「帝国」的支配をめざすアメリカ内部で権力を得るために、アメリカの戦略的拠点としてイスラエルを利用しているという、いわば帝国主義論的なアメリカのユダヤ・エリート層に対する批判は、第二次大戦のさなか(ユダヤ人虐殺の進行中)に書かれたと思われるハンナ・アレントの「シオニズム再考(Zionism Reconsidered)」と題するシオニズム論の中に、すでに萌芽として現われていた。(12)その意味で、フィンケルスタインのユダヤ・エリート批判は、アレントからチョムスキー(Noam Chomsky)に至る、アメリカのユダヤ系知識人における批判的知識人(Dissent)の潮流をしっかりと引き継ぐものと言える。(13)

さらに、対ドイツ物的請求会議をはじめ、ユダヤ人を代表すると標榜する諸組織に対する不信の声は、Bazyler & Alford(eds.) 2006 にも、多く収録されており、決してフィンケルスタインだけのものではない(Frumkin 2006, Kent 2006, Lash & Kamin 2006. なお Zweig 2001, Henry 2007 も参照)。

ところで、フィンケルスタインは、ホロコーストに関わる正義回復について、どのような展望を持っているのであろうか。彼の「ホロコースト産業」批判から浮かび上がってくるのは、ドイツ政府が行ってきた個人補償について高い評価をする一方で、自分の母親に対する補償額の低さを含む補償の不平等への不満がある。さらに補償金の受取を拒否している父親についての肯定的な記述もある。ホロコーストだけでなく、パレスチナ難民やアメリカ先住民、ベトナムの戦争被害者など、あらゆる虐殺や迫害について補償すべきとするが、ホロコーストに関する正義回復についての具体的な展望は、あまり明確ではない。(14)フィンケルスタインは、「帝国」を超える社会運動の理論的展望にかかわる作業に踏み込まないまま、アメリカのユダヤ・エリート層の中の知識人層によるイスラエル支援にターゲットを合わせ、学問的形態をとったイスラエル弁護論に対する実証的批判のための作業に、いわば禁欲的に没頭し、鋭い批判活動を展開していく。(15)

<論争の抑圧>

そのようなフィンケルスタインの批判的言論は、激しい反批判というより非難にさらされた。そればかりか、2007年6月、彼が教鞭をとっていたカトリック系のド・ポール大学の政治学准教授の終身雇用権(tenure)付与の審査にあたって、学術的見地に立つ教授会が賛成したにもかかわらず、寄付金収入への配慮などの経営的見地に立つ理事会はそれを否決し、同大学を追われることになった。(16)この事件の直接のきっかけは、イスラエルによるパレスチナ人に対する人権抑圧を否定し、イスラエルのパレスチナ政策を弁護するハーバード大学法学部教授の著書に対して、フィンケルスタインが辛辣な批判を刊行し、

反発をかったことであった。だが、そのようなイスラエル批判の論点は、ホロコースト被害の強調と裏腹に展開されたイスラエル擁護の議論であり、「ホロコースト産業」批判以来の論点の展開でもあった。フィンケルスタイン自身の分析が的中し、アメリカのユダヤ系エリート層をあげた非難キャンペーンによって、ついに彼自身がアメリカのアカデミズムからの排除を狙う攻撃にあっているというべきかもしれない。(17)

注

- (1)このような4種類に分類されるさまざまな訴訟の個々の内容について は、Bazyler 2003 やBazyler & Alford(eds.) 2006 を参照されたい。とりわけ Bazyler & Alford(eds.) 2006:xiii-xviii の年表と、諸論文は便利である。そ れらで言及されているポータルサイト、www.holocaustlitigationは、すでに閉 鎖されているようだが、たとえばスイスの諸銀行に対する訴訟に関しては、公 式サイト http://www.swissbankclaims.com/Default.aspx があり、そこから他 の訴訟へもリンクがある。また、インターネットで検索すれば、個々の訴訟の 資料については、法律事務所などのサイトからアクセスできる。クリントン政 権期のアメリカ政府側のホロコースト問題担当官として、ホロコースト訴訟の 進展と和解の推進を指揮し、『不完全な正義』という回想録(Eizenstat 2003) を著したアイゼンスタットの有名な報告書やプレスリリースなどの公式資料は、 国務省のサイト、http://www.state.gov/www/regions/eur/holocausthp.htmlか らアクセスできる。なお、世界のユダヤ人組織の多くによって結成された対ド イツ物的請求ユダヤ人会議(Conference on Jewish Material Claims Against Germany) の最近の最も詳細な歴史書である Henry 2007 も参照。
 - (2) その特徴は、次のように指摘されている。 (Bazyler xi-xiii)。
- ① 外国人が、外国で起こった人権侵害についてアメリカで提訴できる。
- ② 外国で起こった事件さえも含む、アメリカで事業を行う外国の被告に対す る裁判権の承認。
- ③ 集団訴訟の承認。
- ④ 不確かな事件の場合でも提訴する弁護士の能力。これによって、ホロコーストの原告は、欧米の大企業に対して民事訴訟を起こす場合に、一流の法定代理人を得ることができた。
- ⑤ 法の限界を試すために、成功の見込みが薄いリスクの高い提訴をあえて弁 護士たちが行うという法文化。
- ⑥ 民事訴訟の場合の、定額で支払い可能な程度の提訴費用。
- ⑦ 民事訴訟を、陪審裁判とすることができること。

- ⑧ 政府側の政治的事情によって左右されることのない、独立した司法の存在。なお、海外のあらゆる不正義についてアメリカの裁判所で裁くことができるという、1789年という思想史的に興味深い時期に制定されたアメリカの法律(Alien Torts Claims Act)が、最近の人権NGOなどによって活用されるようになった点について、さしあたり、岡野内2001:57、Ratner & Becker 2006:346を参照。
- (3) クリントン政権期に国務省の担当高官として、ホロコースト訴訟推進 を指揮したアイゼンスタットによれば、達成されたことは、2005年春段階で、 次のように整理されている(Eizenstat 2006:298-301)。
 - ① 現行協定のもとでの中東欧での財産返還と補償基金の設置:キリスト教会の資産とともに、ユダヤ教徒共同体の資産の返還が実現。チェコ、スロヴァキア、ハンガリーなどでの返還不能財産に対する補償基金の設置。
 - ② 世界中の博物館や個人所蔵となっていたナチス押収美術品の元の持ち 主あるいはその家族への返還。
 - ③ スイスの諸銀行の休眠口座預金への支払いとして計上された 8 憶ドルの うち、2004 年末までに、2.35 憶ドルの支払いが完了する見込み (2600 口座 1500 人、一人当たり平均 12 万ドルとなる)。同年末までには、総額 7 億ドルを要求する 25 万人との手続きが開始される見込み。
 - ④ スイスとの協定により、169,739名のナチスによる奴隷労働の犠牲者が、総額2.46億ドル(一人当たり1,450ドル)を、ドイツからの補償金とは別にスイスから受け取ることに。さらにスイスへの入国を拒否されたか、入国は許可されたが、スイスで迫害されたホロコースト難民3,661名に対する総額1千万ドルの補償金の支払いが実現。また、約10万名のナチスによる財産接収の犠牲者(6万人のロマ人および「エホバの証人」信者と、4万人の主に旧ソ連在住のユダヤ人)が、総額2.05億ドルを受け取った。
 - ⑤ ドイツとの2000年の協定により、約50億ドルのうち80%が、すでに 160万人の奴隷労働・強制労働の犠牲者(一人当たり最大金額では、奴隷 労働は、7,500ドル、強制労働は、2,500ドル)に、さらに、押収財産の 補償や未払い保険金の支払い、そして未来基金事業などへの出資へ、支払い済み。
 - ⑥ オーストリアとの協定では、10万人以上の奴隷・強制労働の被害者(95%以上は、非ユダヤ人の強制労働被害者)への補償金支払いがなされ、今後の支払額が1億ドルとなっている。さらに、戦争中にアパートや宝石類や、家具などを押収されたオーストリアのホロコースト犠牲者に対しても、すでに1.5億ドルがすでに支払われた。

- ⑦ フランス政府およびフランスの諸銀行との協定では、2,250 万ドルの基金のうちすでに80%が、明確な証書がない休眠口座を持つホロコースト犠牲者とその家族に支払われた(一人当たり3000 ドル)。明確な証書のある犠牲者に対しては、すでに250 万ドルが支払われた。
- ⑧ ホロコースト期保険金請求国際委員会(International Commission of Holocaust-Era Insurance Claims(ICHEIC))は、発足後5年の2002年7月までに、700万ドルの保険金を支払っただけだったが、ドイツとの協定によって巨額の資金(2.75億ドル)を組み入れられ、5億ドルの資金を持つにいたり、2005年末までに、2億ドルの保険金(一件あたり平均約9000ドル)を支払う見込み。また、1.32億ドルが、対独ユダヤ人財産請求会議に社会福祉費として人道的プロジェクトのために用いられる予定。

また、2002 年段階のものではあるが、Полян 2002=2008:806-858 は、「世紀の 終わりに一強制労働の補償問題と補償基金の急展開(1996~2000年)」と題する 章で、この時期の補償問題の進展について、① スイス政府・企業への集団訴 訟と新しい補償基金の誕生、② ドイツ政府・企業への集団訴訟とドイツにお ける新しい補償基金の誕生、③ ドイツの「記憶・責任・未来基金」、④ オー ストリアの「和解・平和・協力基金」、⑤ カトリック教会の基金、という項目 のもとに、ホロコースト訴訟の成果をまとめ、「急展開」として、高く評価して いる。Полян 2002=2008 は、ナチスに占領されたソ連領の住民とソ連兵の捕虜(ナ チスに殺されたり、奴隷労働を強いられたりしただけでなく、戦後は、ソ連に よっても「裏切り者」として強制収容所に送られたり、殺された数百万人)に 関する最初の本格的な研究書である。なお、この時期以前のソ連東欧諸国在住 のホロコースト犠牲者への補償問題の進展、とりわけ、ドイツ統一後の、ロシ アや東欧諸国での「人道的解決」や「相互理解・和解基金」の設置とその問題 点などについても、Полян 2002=2008:720-805 の簡潔な整理を参照されたい。 (4) アイゼンスタットは、残された今後の課題を次のように指摘している (Eizenstat 2006:301-313)。①スイス銀行問題、②中東欧の財産返還問題、 ③オーストリアの補償基金問題、④ドイツの補償問題、⑤ナチス押収美術品問 題、⑥イスラエルの責任問題、⑦アメリカの責任問題(ハンガリー黄金列車お よび銀行口座問題)。なお、⑥は、パレスチナに移住するつもりで当事の Anglo-Palestine Bank、現在の Bank Leumi などに口座を持っていたホロコース ト被害者の預金ななどの返還問題であり、⑦は、アメリカの銀行に関する同様 の問題、さらに、ナチスがハンガリーのユダヤ人から押収した黄金などを輸送 する列車を、戦時中にアメリカ軍が捕獲し、「敵国資産」として押収したまま、 返還に応じなかったという問題である。ハンガリー黄金列車に関しては、2004 年になってようやく、2500万ドルをアメリカ政府が、アメリカ、イスラエル、

ハンガリーなどに住むハンガリー出身のホロコースト被害者に支払うという合意がなされた。Zweig 2002=2008 も参照。

- (5) クリントン政権の理想主義とその挫折については、たとえば、Caldicott 2004=2008 を参照。そこでは、軍産複合体との関係でクリントン核軍縮政策の挫折が印象的に叙述されている。「人権帝国主義」については、岡野内 2001 を参照されたい。最近の特徴として、アメリカに対して「帝国」にふさわしい自覚と行動を望むという議論があるが、まさに賛否両論の立場から膨大になってきた「アメリカ帝国主義」に関する最近の議論については、独自な視点からの整理を含む、Hardt & Negri 2000=2003, 2004=2005 が便利である。
- (6) さしあたり、岡野内 2001、2009 の整理と諸文献を参照されたい。なお、ドイツ統一に伴い、旧東ドイツとソ連やポーランドとの間の賠償放棄宣言が、無効となり、ドイツ連邦憲法裁判所の 1996 年 5 月の判決が、ドイツ政府や企業に対する旧ソ連や東欧諸国の個人の請求権を認めたというドイツ側の法状況の変化もドイツとの関係でのホロコースト正義の実現への重要な要因となった(田村 2006: 210-211)。
- (7) Barkan 2000 は、歴史的不正義が問題になったケースを、「第二次大戦の残り物」と「植民地主義の余波」の二群に分けて論じている。前者では、ユダヤ人に対するドイツの賠償問題、アメリカ国内での日系人の強制収用問題、日本軍による性奴隷制問題、ドイツによるロシアでの美術品略奪とソ連によるドイツの略奪問題、スイスなど中立国の責任問題、中東欧における財産補償問題が挙げられている。後者では、カナダ、アメリカ、ハワイ、オーストラリア、ニュージーランドの先住民問題、そしてアフリカからの奴隷貿易を中心とする奴隷制に対する補償問題が挙げられている。第二次大戦との関連では、ホロコースト関連の問題が大きな部分を占めている。

『ホロコースト正義』の著者は、「ホロコースト不当利得返還後の時代―その他の歴史的不正義への対処のモデルとしてのホロコースト不当利得返還」と題するその終章で、世界各地で提起された次のような諸事件を検討している(Bazyler 2003:307-334)。①日本企業による、第二次大戦中の連合軍捕虜に対する奴隷労働への補償問題。②アルメニア人虐殺の被害者家族による保険金支払い請求。③アフリカ系アメリカ人による賠償請求運動。④第2次大戦中に労働者として動員されたメキシコ人労働者(ブラセーロス; Braceros)に対する不払い賃金の支払い請求。⑤ 南アフリカのアパルトへイト犠牲者による、南アフリカ進出企業に対する補償要求。⑥チェコスロバキアの成立によって、戦後追放された、ズデーテン地方のドイツ系住民への補償問題。⑦イギリス軍で働いたことのあるネパール人の退役グルカ兵に対する差別的処遇の是正問題。

⑧パレスチナ難民の帰還および補償問題。さらに、アラブ諸国出身のユダヤ人 への補償問題。

ホロコースト記憶のグローバル化については、Levy & Sznaider 2006 の興味深い研究がある。アメリカの状況について、米山 2003、全般的には、岡野内 2009 も参照されたい。

(8) 具体的には、世紀転換期を迎えたヨーロッパ諸国の側に、過去の罪を清算して新しいアイデンティティを創りたいという気運があったこと、クリントン政権が積極的に支援したこと(その後のブッシュ政権とは対照的に!)、メディアの注目をひいたこと、企業の規制に関する諸機関や州議会による立法ななどの圧力があったことが挙げられている(Ratner & Becker 2006:348-351)。

さらに、ホロコースト訴訟と同様に過去の不正義について正義回復を求めるものでありながら、失敗したケースとして、次の4つを挙げ、失敗の原因を、そのような要因の欠如(アフリカ系アメリカ人の奴隷制問題の場合は、歴史的な古さと複雑さも指摘されている)に求めている(Ratner & Becker 2006:351-352)。①第2次大戦中のメキシコ人労働者(Braceros)の不払い賃金問題。②日本企業による捕虜の奴隷労働および、従軍慰安婦への補償問題。③アフリカ系アメリカ人の奴隷制下での労働への賠償問題。④アパルトへイト体制下の犠牲者への進出企業の補償問題。

(9) 邦訳本では、同書の副題は、「同胞の苦しみを『売り物』にするユダヤ人エリートたち」となっている。同書の内容を正しく反映する優れた意訳ではあるが、今日の日本の出版状況の中では、反ユダヤ主義的な「トンデモ」本という誤解を招きかねないと思われる。原文が持つよりアカデミックな響きと、アカデミックな検証に耐えうる実証水準を反映すべく改めておいた。

なお、田村 2006 は、ドイツの「記憶・責任・未来」基金の動向を概観するのにいい好著であるが、同書 200 ページで、フォルクスワーゲン社やドイツ銀行などの社史の出版とあわせて、『ホロコースト産業』が、ナチスとの協力を実証的に告発する社史であるかのように挙げられているのは、なにかの誤解かと思われる。

さらに、武井 2005 は、戦後ドイツのユダヤ人コミュニティの歴史の優れた概観であるが、フィンケルスタインの『ホロコースト産業』については、アメリカやドイツでのその「反響」に引きずられてか、具体的な根拠を一切しめさずに「まともな書物でない」(武井 2005:176)と決め付ける記述がある。具体的な論拠をもとに応答を繰り替えし、開かれた論争の中で、世論を形成していこうとするのが、彼のスタイルである。後述するように、現在のアメリカの大学にはこのようなスタイルを圧殺する傾向があり、彼も職を失うことになった。アメリカのユダヤ人による、このような学者生命を賭けた必死の企てが見過ご

されたことは、さらに実り豊かなユダヤ人コミュニティの比較研究への視点を 提供したかもしれないだけに、まことに残念といわざるをえない。念のため、 関連箇所を引用しておこう。

これに関連して、アメリカの政治学者、ノーマン・フィンケルスタインに よる『ホロコースト・インダストリー』という「暴露本」に対する反響につ いて言及しよう。/フィンケルスタインはホロコースト生存者の両親のもとに ニューヨークで生まれ、自他共に認める反シオニストである。彼はこの本の なかで、請求会議や世界ユダヤ人会議といった有力なユダヤ人団体が、政治 的・経済的目的のためにホロコーストを利用し、自分たちの利益になるよう な補償金分配システムを作り上げ、本当に補償されるべき末端の生存者がな いがしろにされていると、ユダヤ人指導者層を批判した。/この本には研究書 の意図的な読み替えが見られ、恣意的に史料を選択する点において修正主義 者のテクニックに通じるものがあり、まともな書物でないことは明らかであ る。アメリカではこの本は研究者たちからはほとんど相手にされなかった。 ところがドイツでは話題が先行し、このようなタイトルの本が出版されるべ きではないという「自主検閲」論まで登場してますます物議をかもした。第 二のゴールドハーゲンを狙う出版業界とメディアがセンセーションを演出し、 そして「ホロコースト・インダストリー」が実際に存在しているのではない かと興味をそそられた人々がこれに飛びついた。だが結局は、フィンケルス タイン自身もホロコーストによって利を得ようとする一人に過ぎないという 印象を生み、良識ある人々を遠ざける結果となったのである。 (武井 2005: 176-177

- (10) 第1章の表題。邦訳では、「政治・経済的な『資産』としてのザ・ホロコースト」となっている。なお、フィンケルスタインは、歴史的事件としてのナチスによる大量虐殺を「ナチ・ホロコースト(Nazi Holocaust)」、そのイデオロギー的表現であり、「特定の(significant)政治的・階級的利害を支える…イデオロギー的武器」(訳文一部変更)としての「ザ・ホロコースト(The Holocaust)」を区別し、アメリカをはじめ、世界各地で宣伝される「ホロコースト」なるもののイデオロギー性を論証することが、同書の課題だとしている(Finkelstein 2003=2004:3=15)。
- (11) 「主流ユダヤ人コミュニティでの組織的、文化的活動において傑出した諸個人」(Finkelstein 2003=2004:13, n. 7=251, n. 7) と規定されている。
- (12) 「シオニズム再考」の初出は、アレントのユダヤ人論集では、*Menorah Journal*, Vol. 33 (August 1945), pp. 162-196 とされている (Arendt 1978=1989:6) が、Finkelstein 2003=2004:21=253 では、なぜか 1944 年となっている。この論

文が、彼女の周辺で激しい怒りと拒絶を引き起こしたことについて、Leibovici 1998=2008:345-347 を参照。

- (13) フィンケルスタインは、この点に自覚的であり、アレントやチョムスキーの評伝とともに、David Barsamian(ed.), Chronicles of Dissent, Monroe, ME, 1992のような、アメリカのユダヤ系批判的知識人の系譜に関する書物の参照を求めている(Finkelstein 2003=2004:252-253)。早尾 2008のように、イスラエルやシオニズムの現実の歴史的展開との関連で、批判的知識人の言説を再評価しようという試みが行われつつあるが、アレントのみならず、チョムスキーからフィンケルスタインに至る系譜を、アメリカのユダヤ系コミュニティとの関連で再評価するという課題は、なお残されている。
- (14) もっとも、この点については、フィンケルスタイン氏の言論活動のみならず、ユダヤ人コミュニティでの活動の全体を視野に入れる必要があり、レバノンのヒズブッラー(ヒズボラ)擁護の論陣なども含む膨大な情報を含む氏の個人サイト、http://www.normanfinkelstein.com/ の検討とあわせて、今後の課題としたい。
- (15) 2005年に初版が出た Finkelstein 2008は、イスラエルの人権状況を擁護するハーバード大学法学部教授ダーショウィッツの本(Dershowitz 2003)への批判である。ダーショウィッツについては、日本語訳は、Dershowitz1991=1993のみのようであるが、英語版の Wikipedia が、テロリストに対する拷問容認発言や、チョムスキーや元大統領のカーターなどを含むイスラエルの占領政策批判者とのさまざまの論争や、関連文献へのリンクを含んでいて、便利である。http://en.wikipedia.org/wiki/Alan_Dershowitz (2008年10月21日取得)。なお、Finkelstein & Birn 1998は、ドイツ人のユダヤ人に対する一般的な敵意がナチスのホロコーストの原因だとして大論争を巻き起こしたゴールドハーゲンの本(Goldhagen 1996=2007)へのやはり徹底的な実証的批判であった。それは、フィンケルスタインが学位論文とした、Peters 1984=1988への徹底的な実証的批判にもとづいている。これらの論戦は、「ホロコースト産業」を支える知識人たちの「本丸切り込み」といった様相を呈している。
- (16) 正確には、政治学科では9-3で終身雇用に賛成、大学の委員会 (college-level committee) では、5-0で賛成、しかし大学理事会の委員会 (UBPT: University Board on Promotion and Tenure) では、4-3で否決され、学長は、「UBPT の議決を覆すに足る理由は見出しがたい」と言明したとされている(Menetrez 2008: 363)。これについては、同大学の多くの学生が、座り込みをするなどして、この決定に反対する一方で、学問の自由を守れとする全米大学教員組合などの抗議も広がった。アメリカの大学や、高等教育や民主主義にかかわるサイト、

http://collegefreedom.blogspot.com/2007/09/finkelstein-and-depaul-reach-settlement.html,

http://www.insidehighered.com/news/2007/09/06/finkelstein,

http://www.democracynow.org/2007/9/10/professor_norman_finkelstein_and_depaul_end (いすれも2008年10月20日取得)などを参照。

(17) この事件について、イスラエルの政策に批判的であるにもかかわらず、 アカデミックな基準のみによって、大学の終身雇用権を得たイスラエルのベン グリオン大学講師は、なぜアメリカは、イスラエルよりも学問の自由が保障さ れていないか、と問い、寄付の減少の考慮に動かされている株式会社化

(Corporatization) したアメリカの大学における学問の自由の侵害を示すものとしている(Gordon 2007)。さらに、アメリカのジャーナリズム研究者は、やはりこの事件について、アメリカの研究者たちの社会的責任をめぐる最近の2つの潮流のうち、研究者が学問的立場から社会的発言をすることが社会的責任なのではなく、黙ってあたりさわりのない研究のみをして、大学経営に貢献すべきだ、とする最近の保守的な潮流を助長するものとして、批判している(Jensen 2007)。

「参照文献]

- Arendt, Hannah (ハンナ・アレント), 1978, "Zionism Reconsidered," in The Jew as Pariah: Jewish Identity and Politics in the Modern Age, edited by Ron H. Feldmen, Grove Press, 1978 (寺島俊穂、藤原隆裕宜訳『パーリアとしてのユダヤ人』未来社、1989年).
- Barkan, Elazar. 2000. The Gilt of nations: Restitution and Negotiating Historical Injustices, New York: W. W. Norton.
- Bazyler, Michael J., 2003, Holocaust Justice: The Battle for Restitution in America's Courts, New York University Press: New York & London.
- Bazyler, Michael J. and Roger P. Alford (Eds.), 2006, Holocaust Restitution:

 Perspectives on the Litigation and Its Legacy, New York: New York
 University Press.
- Caldicott, Helen (ヘレン・カルディコット), 2004, New Nuclear Danger: George W. Bush's Military Industrial Complex, New York & London: The New Press (First Edition, 2002) (岡野内正・ミグリアーチ慶子訳『狂気の核武装大国アメリカ』集英社新書、2008年).

- Dershowitz, Alan M. (アラン・M・ダーショウィッツ), 1991, *Chutzpah*, Boston: Little, Brown (山下希世志訳『ユダヤ人の世紀:フツパ・成功に隠された 屈辱の歴史』ダイヤモンド社、1993年)
- ———, 2003, *The Case for Israel*, New York: Willey.
- Eizenstat, Stuart E., 2003, Imperfect Justice: Looted Asset, Slave Labor, and the Unfinished Business of World War II, New York: Public Affairs.
- ————, 2006, "The Unfinished Business of the Unfinished Business of World War II," in Bazyler & Alford(eds.) 2006:297-314.
- Finkelstein, Norman G., 2003, *The holocaust Industry: Reflections on the Exploitation of Jewish Suffering, Second Paperback Edition.* New York: Verso(First Edition, 2000). (ノーマン・G・フィンケルスタイン著 立 木勝訳『ホロコースト産業―同胞の苦しみを「売り物」にするユダヤ人エリートたち』三交社、2004年)。
- Finkelstein, Norman G. & Ruth Bettina Birn, 1998, *A Nation on Trial; The Goldhagen Thesis and Historical Truth,* New York: An Owl Book, Henry Holt and Company.
- Frumkin, Si, 2006, "Why Won't Those SOBs Give Me My Money?: A Survivor's Perspective," in Bazyler & Alford(eds.)2006:92-100.
- Goldhagen, Daniel (ダニエル・J・ゴールドハーゲン), 1996, Hitler's Willing Executioners: Ordinary Germans and the Holocaust, New York: Alfred A. Knopf. (望田幸男監訳『普通のドイツ人とホロコースト:ヒトラーの自発的 死刑執行人たち』ミネルヴァ書房、2007年).
- Gordon, Neve, 2007, "Why Norman Finkelstein Would Have Tenure—in Israel," *Chronicle of Higher Education*, 11/30/2007, Vol. 54 Issue 14, pp. 1-2. (EBSCOhost より取得)
- Hardt, Michael & Antonio Negri (アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート), 2004, *Multitude: War and Democracy in the Age of Empire, New York, etc.: Penguin Press* (幾島幸子訳水島一憲他監修『マルチチュード―<帝国>時代の戦争と民主主義』日本放送出版協会、2005年).
- -----(アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート), 2000, *Empire*, Cambridge,

- MA.: Harvard University Press(水島一憲他訳『帝国―グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社、2003 年).
- 早尾貴紀,2008,『ユダヤとイスラエルのあいだ―民族/国民のアポリア』青土社.
- Henry, Marilyn, 2007, Confronting the Perpetrators: A History of the Claims Conference, Vallentine Mitchell: Edgware, Middlesex & Portland, Oregon.
- Jensen, Robert, 2007, "What Norman FInkelstein's Denial of Tenure Tells Us About the State of Academia," Washington Report on Middle East Affairs, Aug. 2007, Vol. 26 Issue 6, pp. 25-49. (First Appeared on CounterPunch May 25, 2007), (EBSCOhost より取得)
- Kent, Roman, 2006, "It's Not about the Money: A Survivor's Perspective on the German Foundation Initiative," in Bazyler & Alford (eds.) 2006:205-214.
- Lash, David A. and Mitchell A. Kamin, "Poor Justice: Holocaust Restitution and Forgotten, Indigent Survivors," in Bazyler & Alford(eds.) 2006:315-321.
- Leibovici, Martine (マルティーヌ・レイボヴィッチ), 1998, Hannah Arendt, une Juive: Expérience, polotique et histoire, Desclée de Brouwer: Paris (合田正人訳『ユダヤ女 ハンナ・アーレント―経験・政治・歴史』法政大学出版局、2008).
- Levy, Daniel & Sznaider, Natan (Translated by assenka Oksiloff). 2006. *The Holocaust and Memory in the Global Age*, Philadelphia: Temple University Press.
- 岡野内 正,2001,「人権基準による多国籍企業の規制について」『国際社会への多元的アプローチ』(大阪外国語大学国際関係講座)1:51-79.
- Peters, Joan (ジョーン・ピーターズ), 1984, From Time Immemorial: The Origins of the Arab-Jewish Conflict over Palestine, New York: Harper & Row (滝川義人訳『ユダヤ人は有史以来:パレスチナ紛争の根源』上、下、サイマル出版会、1988 年)
- Полян, Павел Маркович (パーヴェル・ポリャーン), 2002, *Жертвы двух* диктатур: жизнь, труд, унижение и смерть советских военнопленных и остарбайтеров на чужбине ина родине, Москва: РОССПЕН(長勢了治

訳『二つの独裁の犠牲者―ヒトラーとスターリンの思うままに迫害された …数百万人の過酷な運命』原書房、2008 年).

Ratner, Morris and Caryn Becker, 2006, "The Legacy of Holocaust Class Action Suits; Have They Broken Ground for Other Cases of Historical Wrongs?" in Bazyler &Alford(eds.)2006:345-355.

武井彩佳, 2005,『シリーズ・ドイツ現代史Ⅲ 戦後ドイツのユダヤ人』白水社. 田村光彰, 2006,『ナチス・ドイツの強制労働と戦後処理─国際関係における真相の解明と「記憶・責任・未来」基金』社会評論社.

- 米山リサ,2003,『暴力・戦争・リドレス―多文化主義のポリティクス』岩波書店.
- Zweig, Ronald W., 2001, German Reparations and the Jewish World; A History of the Claims Conference, Second Edition. London & Portland, OR: Frank Cass.

(本報告は、文部科学省特別教育研究経費による「民族紛争の背景に関する地政学的研究」プロジェクトの助成を受けた研究成果の一部である。)

Redress for the Holocaust(Shoa) and Nakba as a Key to solve the Palestine Problem (2)

Tadashi OKANOUCHI

Abstract

Palestine problem has been approached from the nationalist point of view. According to this view, the problem should be solved by the establishment of two nation-states. The Oslo agreement seemed to assure the two nation-states solution, but it failed by the growing violence between and within both nations. Nation as a type of community lost its power to integrate people into a peaceful entity. From the case of Maori indigenous people in Aotearoa New Zealand, the neo-tribe instead of nation can be found as a new type of community which enables to develop the peaceful process of redress for past wrongs (i.e., colonization, etc.). From this neo-tribalist point of view, redress for the Holocaust is not sufficient, as the redress for Nakba is not sufficient, comparing with the case for

Maori neo-tribes. Therefore, if both the Holocaust and the Nakba cases will be treated like the Maori case as a set of past colonization process, the peaceful solution might be possible also in Palestine. Such neo-tribalist approach may be possible by the globalization process. Jewish and Arab neo-tribes could co-exist peacefully not only in Palestine but also in any other part of the world, along with continuing talking-process of redress for past wrongs in the network of public spheres.